**過疎地域における固定資産税の課税免除について**

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」及び「河内町過疎地域における固定資産税課税免除に関する条例」に基づき製造業、旅館業、農林水産物販売業並びに情報サービス業等の事業の用に供する資産の取得等をした場合は、固定資産税の課税免除が受けられます。

1. 対象区域

河内町全域

1. 対象者

青色申告書を提出する個人、又は法人

1. 対象となる業種

|  |  |
| --- | --- |
| 製 造 業 | 日本標準産業分類の大分類の区分における製造業 |
| 旅 館 業 | 旅館業法第２条に定められた旅館業（下宿業を除く。）・ホテル営業・旅館営業・簡易宿泊所営業 |
| 農林水産物等販売業 | 過疎法第２３条に定められた農林水産物等販売業区域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したんものを店舗において主に区域以外の者に販売することを目的とする事業。※観光客向けの直売所・農家レストランなど |
| 情報サービス業等 | 財務省令第５条の１３に定められた事業・情報サービス業・有線放送業・インターネット附随サービス業・通信販売業・市場調査業 |

４．課税免除対象となる固定資産

令和４年４月１日から令和８年３月３１日までに取得等したもののうち、次のものとなります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 製造業 | 情報サービス業等 | 旅館業（下宿業は除く） | 農林水産物等販売業 |
| 償却資産 | 製造の用に供する機械・装置 | 情報サービス業等の用に供する機械・装置 | 旅館業の用に供する機械・装置 | 製造・加工・調理・販売の用に供する機械・装置 |
| 家屋 | 上記の償却資産を稼働させるために必要な建物とその付属建物（機械室等）営業用の事務所・倉庫は対象外 | 上記の償却資産を稼働させるために必要な建物とその付属建物（機械室等） | 旅館業の用に供する建物とその付属建物（その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る。） | 上記の償却資産を稼働させるために必要な建物とその付属建物（機械室等） |
| 土地 | 令和4年4月１日以降の取得であり、取得の翌日から起算して1年以内に対象家屋の新築・増築工事の着手があった土地の直接製造の用に供する部分 |

※租税特別措置法第12条第4項の表の第1号又は第45条第3項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（特別償却設備）であること。

５．特別償却設備取得等価格要件

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の業種 | 事業者の資本金規模 |
| ５，０００万円以下 | ５，０００万円超1億円以下 | 1億円超 |
| 製造業旅館業 | ５００万円以上 | 1. ０００万円以上

新規・増築のみ対象 | 1. ０００万円以上

新規・増築のみ対象 |
| 農林水産物等販売業情報サービス業等 | ５００万円以上 | ５００万円以上新規・増築のみ対象 |

※取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその付属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得、建設を含みます。

６．課税免除期間

　対象となる資産を取得した日以降、初めて課税されるべき年度から３年度分

７．申請手続きについて

下記の申請書類等を河内町税務課固定資産税係に提出してください。

（１）固定資産税課税免除申請書

（２）事業計画

（３）不動産登記事項証明書

（４）新設又は増設に係る生産設備等の明細書

（５）土地及び工場等建物の平面図

（６）特別償却設備を証する証明書

（７）確定申告書の写し又は税務署長が発行する青色申告証明書

８．申請期限

　事業の用に供した日の翌年の１月３１日まで

　※事業の用に供した日が１月１日の場合はその年の１月３１日まで